

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900107号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000031号

第1 結論

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和21年9月8日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を420円とすることが必要である。また、B社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年10月10日から同年10月1日に訂正することが必要である。

昭和21年9月8日から同年10月10日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和17年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和21年9月8日から同年10月10日まで

請求期間①について、夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和17年4月1日にB社に入社し、その月から社会保険料を控除されていたが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年6月1日と記録されている。「厚生年金保険被保険者證」にも資格取得年月日は同年4月1日と記録されているので、記録を訂正してほしい。

また、請求期間②は、厚生年金保険の被保険者記録がないが、夫は、当時は1日も休むことなく勤務していたと話していたので、B社又はA社のどちらかで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者に係る当該期間前後の厚生年金保険の加入記録は、A社における被保険者資格取得年月日は昭和 20 年 10 月 8 日、喪失年月日は昭和 21 年 9 月 8 日、B社における被保険者資格取得年月日は昭和 21 年 10 月 10 日、喪失年月日は昭和 24 年 11 月 28 日と記録されており、請求期間②は、厚生年金保険の加入記録がない。

しかしながら、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、訂正請求記録の対象者は、A社において、昭和 20 年 10 月 8 日に被保険者資格を取得し、昭和 21 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失し、同日にB社において被保険者資格を取得したことが記録されており、保険出張所（当時）において、事業主からの届出がないにもかかわらず被保険者名簿に上記の記録を行ったとは考え難いことから、事業主により、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出があったものと認められる。

また、平成 20 年 3 月 6 日に作成された訂正請求記録の対象者に係るねんきん特別便には、昭和 20 年 10 月 8 日から昭和 24 年 11 月 28 日までの期間は継続して厚生年金保険の被保険者であったと記載されている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、A社において昭和 20 年 10 月 8 日に被保険者資格を取得、昭和 21 年 10 月 1 日に資格を喪失し、B社において同年 10 月 1 日に被保険者資格を取得、昭和 24 年 11 月 28 日に資格を喪失したと認められる。

なお、昭和 21 年 9 月の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿の記録から、420 円とすることが必要である。

2 請求期間①について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者がB社において初めて厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者資格を取得したのは昭和 17 年 6 月 1 日であるところ、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る「厚生年金保険被保険者證」には、資格取得年月日欄に昭和 17 年 4 月 1 日と記載されていることから、請求者は、訂正請求記録の対象者に係る被保険者資格取得年月日の訂正を求めている。

しかしながら、昭和 17 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、労働者年金保険法を実施するための事務手続の準備期間であったことから、保険料の徴収を行っておらず、同法上、労働者年金保険の保険給付の対象となる被保険者期間とはなり得ない期間である。

したがって、請求期間①について、年金記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900733号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2000032号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年3月1日から同年1月7日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和60年1月7日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年1月7日から同年3月1日まで

私は、A社で、昭和60年1月7日にCとして採用され、同年4月1日より正規職員としての採用になった。同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年3月1日とされているが、採用されたのは同年1月7日なので、調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主(以下「事業主」という。)から提出された請求者の人事記録及び出勤簿により、請求者が昭和60年1月7日にA社に採用され、請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時、請求者の1日の労働時間及び1か月の労働日数は常勤職員と同様であり、請求者は當時使用される者であった旨回答していることから、請求者は、請求期間において、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと考えられる。

一方、オンライン記録により、A社において、請求者と同日(昭和60年3月1日)に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚5人に照会したところ、複数の者が、自身が採用されたのは昭和60年1月又は同年2月である旨回答していることから、同社では、必ずしも全ての職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社の上記同僚5人を含む14人に照会し、8人から回答を得たが、自身が採用された当時の厚生年金保険料控除について確認できる給与明細書等の資料は得られず、請求期間当

時の厚生年金保険加入の取扱いについて具体的な回答も得られなかった。

さらに、事業主から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書には、請求者の資格取得年月日は昭和 60 年 3 月 1 日と記載されており、この資格取得年月日は、オンライン記録と一致している上、請求期間における A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、請求者の氏名はなく、健康保険の番号に欠番もない。

加えて、事業主は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について不明であると回答している上、請求者は、当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 60 年 1 月 7 日であると認められるが、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

また、請求者の人事記録及び出勤簿によると、請求期間の昭和 60 年 1 月及び同年 2 月と厚生年金保険被保険者資格の取得月（昭和 60 年 3 月）において、労働条件、雇用形態等に変化があった事情はうかがえないため、請求期間の標準報酬月額については、同年 3 月の厚生年金保険の記録及び日本年金機構の回答から、16 万円とすることが必要である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間について、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。